

○高等研究院規程

〔令和6年11月28日〕
〔法人規程第61号〕

高等研究院規程

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する高等研究院（以下「研究院」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 研究院は、学術と社会の発展のための次世代型研究組織として、世界最高水準の研究成果を持続的に生み出すとともに、新しい研究を創生する研究環境を構築することにより、世界における知のフロンティアの開拓と新たな価値創造に貢献することを目的とする。

（組織）

第3条 研究院は、研究院会議、戦略推進室及び研究ユニットにより構成し、その構成員をメンバーとする。

2 メンバーの任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、メンバーとなる日の属する年度の末日とする。

3 メンバーは、再任されることができる。

4 研究院は、研究高度化に係る業務を遂行するために、必要に応じて教育研究施設に参画を求めることができる。

（研究院長）

第4条 研究院に、研究院を統括させるため、研究院長を置き、大学教員のうちから学長が指名する。

2 研究院長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、研究院長となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 研究院長は、再任されることができる。ただし、連続して6年を超えて在任することはできない。

（研究院会議）

第5条 研究院会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究院における将来計画及び成果の評価に関する事項
- (2) 研究院の組織及び運営に関する事項
- (3) 研究院の事業計画に関する事項
- (4) 研究院の予算に関する事項
- (5) 研究院における大学教員等の人事方針に関する事項

- (6) その他研究院長が必要と認める事項
- 2 研究院会議は、次に掲げる構成員で組織する。
 - (1) 研究院長
 - (2) 次条第2項に規定する戦略推進室の室長
 - (3) 研究を担当する副学長
 - (4) 研究院長が指名する大学教員 若干人
- 3 研究院会議に議長を置き、研究院長をもって充てる。
- 4 議長は、研究院会議を主宰する。
- 5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(戦略推進室)

- 第6条 戦略推進室は、研究院の計画に基づく企画立案、研究支援体制の強化及び広報・アウトリーチ機能の強化に関する業務の一体的な支援を行う。
- 2 戦略推進室に室長を置き、大学教員のうちから研究院長が指名する。
 - 3 戦略推進室の室員は、研究院長の承認を得て、職員のうちから戦略推進室の室長が指名する。
 - 4 前3項に定めるもののほか、戦略推進室の組織及び運営に関し必要な事項は、研究院長の承認を得て、戦略推進室の室長が別に定める。

(研究ユニット)

- 第7条 研究ユニットは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 社会と科学の研究ユニット
 - (2) 自発研究ユニット
 - 2 各研究ユニットに業務を統括する研究ユニット長を置き、学長の意見を聴いて、大学教員のうちから研究院長が指名する。
 - 3 研究ユニットの構成員は、職員のうちから研究院長が指名する。

(科学諮問委員会)

- 第8条 研究院長の下に、研究院の運営全般に関し助言を行うため、科学諮問委員会を置く。
- 2 科学諮問委員会は、学内外の有識者5人以内で組織し、学長が指名又は委嘱する。
 - 3 科学諮問委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。
 - 4 委員長は、科学諮問委員会を主宰する。
 - 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(オープンファシリティー推進機構の協力)

- 第9条 研究院は、その業務の遂行のためオープンファシリティー推進機構に協力を求めることができる。

(外部評価)

- 第10条 研究院は、研究成果及び業務運営等に関する点検・評価のため、学外者の協力を得て学長が実施する外部評価を受けるものとする。
- 2 外部評価のための組織及び運営に関し必要な事項は、研究院長が、学長の意見を聴いて、別に定める。

(事務)

第11条 研究院に関する事務は、関連する部等の協力を得て、研究推進部において処理する。

(雑則)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、研究院の組織及び運営に関し必要な事項は、研究院長が別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、令和6年12月1日から施行する。
- 2 この法人規程施行後最初の研究院長については、第4条第1項の規定にかかわらず、学長をもって充てる。ただし、その任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
- 3 この法人規程施行後最初の戦略推進室の室長については、第6条第2項の規定にかかわらず、研究を担当する副学長をもって充てる。